

高等学校等就学支援金制度及び広島県授業料等軽減補助金制度について

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度（広島県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。

2 支援の対象となる方

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給（軽減）されます。

対象となる判定基準※ (下記算出額の保護者等全員の合計額)	入学時納付金	授業料（月額：35,000円）		
	支給（軽減）額	就学支援金	授業料等軽減	実質授業料
①0円（非課税） （世帯年収約270万円）	180,000円	33,000円	2,000円	0円
②51,300円未満 （世帯年収約350万円）	180,000円	33,000円	2,000円	0円
③154,500円未満 （世帯年収約590万円）	—	33,000円	—	2,000円
④304,200円未満 （世帯年収約910万円）	—	9,900円	—	25,100円
⑤304,200円以上	—	—	—	35,000円

※ 受給の判定(対象となる判定基準)について

- ・算出額： $(\text{市町村民税の課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税の調整控除の額})$
政令指定都市(広島市等)の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
- ・世帯年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、子供が2人いる世帯をモデルとした場合の目安です。

○ 家計急変について

年の中途に特別の事情[失業、病気、死亡、離婚など]のため、上記表①または②と同程度に学資負担が困難と認められる場合は、収入状況により授業料等の軽減を受けることができますので、学校に相談してください。

3 就学支援金及び授業料等軽減の対象となるか確認する方法

給与所得の人は毎年5月下旬頃に勤務先の会社などから渡される市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)、自営業の人等は毎年6月上旬頃に市町村から送付される市町村民税・県民税納税通知書で確認できます。

なお、紛失等をされた場合は、市町村の担当窓口において発行する市町村民税・県民税課税証明書(手数料必要)で確認できます。

○ 就学支援金の額及び授業料等軽減額について

- ・4月～6月分 ⇒ 前年度市町村民税課税標準額等で決定(前々年1月～12月の収入による)
- ・7月～3月分 ⇒ 当年度市町村民税課税標準額等で決定(前年1月～12月の収入による)

※上記の内容は令和3年度のもので、今後変更になる場合があります。

※詳しくは本校事務室にお問い合わせください。

※就学支援金の制度については下記HPをご参照ください。

文部科学省webサイト http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm